【表紙】

【提出書類】半期報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年10月24日

【計算期間】 第3期中(自 2025年1月28日 至 2025年7月27日)

【ファンド名】G S グローバル社債ターゲット 2 0 2 2 - 1 2 (限定追加型)【発行者名】ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 堤 健朗

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山﨑 誠吾

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー

【電話番号】 03 - 4587 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	日本	2,376,200,330	4.34
	アメリカ	23,751,486,515	43.37
	ドイツ	2,406,666,537	4.39
	イタリア	1,363,165,065	2.49
	フランス	3,271,141,462	5.97
	イギリス	5,503,149,598	10.05
	スイス	649,985,225	1.19
	オランダ	1,995,137,590	3.64
	スペイン	1,762,558,873	3.22
	スウェーデン	881,363,966	1.61
	ノルウェー	372,759,087	0.68
	ルクセンブルク	3,472,125,337	6.34
	フィンランド	499,126,562	0.91
	アイルランド	3,372,333,442	6.16
	小計	51,677,199,589	94.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,090,072,525	5.64
合計 (純資産総額)		54,767,272,114	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり 純資産額(円) (分配落)	1 口当たり 純資産額(円) (分配付)
第 1 計算期間末 (2024年 1 月29日)	69,020	69,020	1.0417	1.0417
第 2 計算期間末 (2025年 1 月27日)	59,282	59,282	1.0640	1.0640
2024年7月末日	63,718	-	1.0541	-
8月末日	62,547	-	1.0556	-
9月末日	61,924	-	1.0557	-
10月末日	61,231	-	1.0601	-
11月末日	60,367	-	1.0609	-
12月末日	59,688	-	1.0614	-
2025年 1 月末日	59,207	-	1.0649	-
2月末日	58,646	-	1.0643	-
3月末日	57,387	-	1.0612	-
4月末日	56,429	-	1.0576	-
5月末日	56,272	-	1.0642	-
6月末日	55,463	-	1.0665	-
7月末日	54,767	-	1.0690	-

⁽注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2022年12月2日~2024年1月29日	0.0000
第2計算期間	2024年1月30日~2025年1月27日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1計算期間	2022年12月2日~2024年1月29日	4.2
第2計算期間	2024年 1 月30日 ~ 2025年 1 月27日	2.1
第3中間計算期間	2025年 1 月28日 ~ 2025年 7 月27日	0.5

2 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数 (口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2022年12月2日~2024年1月29日	71,633,115,197	5,373,122,538	66,259,992,659
第2計算期間	第 2 計算期間 2024年 1 月30日 ~ 2025年 1 月27日		10,544,120,271	55,715,872,388
第3中間計算期間	2025年 1 月28日 ~ 2025年 7 月27日		4,383,035,626	51,332,836,762

⁽注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年1月28日から2025年7月27日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【GSグローバル社債ターゲット2022-12(限定追加型)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第 2 期 (2025年 1 月27日現在)	第3期中間計算期間 (2025年7月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	32,068,044
コール・ローン	1,038,424,795	4,609,381,817
社債券	57,091,029,061	51,330,691,227
派生商品評価勘定	899,933,621	105,694,625
未収入金	26,992,902	-
未収利息	613,208,672	481,854,099
差入委託証拠金	215,636,161	245,677,228
流動資産合計	59,885,225,212	56,805,367,040
資産合計	59,885,225,212	56,805,367,040
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	260,158,815	1,626,098,308
未払解約金	96,392,878	81,570,970
未払受託者報酬	8,378,777	7,680,232
未払委託者報酬	234,605,776	215,046,497
その他未払費用	2,770,819	2,432,589
流動負債合計	602,307,065	1,932,828,596
負債合計	602,307,065	1,932,828,596
純資産の部		
元本等		
元本	55,715,872,388	51,332,836,762
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,567,045,759	3,539,701,682
(分配準備積立金)	4,469,163,845	4,128,679,245
元本等合計	59,282,918,147	54,872,538,444
純資産合計	59,282,918,147	54,872,538,444
負債純資産合計	59,885,225,212	56,805,367,040

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 2 期中間計算期間 自 2024年 1 月30日 至 2024年 7 月29日	第 3 期中間計算期間 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月27日
受取利息	1,445,748,476	1,118,383,417
有価証券売買等損益	716,766,074	502,396,760
派生商品取引等損益	649,660,382	186,413,810
為替差損益	1,784,541,135	1,063,690,097
その他収益 _	68,553,073	89,913,563
営業収益合計	1,096,186,870	460,589,833
営業費用		
支払利息	101,915	-
受託者報酬	9,091,258	7,680,232
委託者報酬	254,555,278	215,046,497
その他費用 _	3,996,494	3,333,588
営業費用合計	267,744,945	226,060,317
営業利益又は営業損失()	828,441,925	234,529,516
経常利益又は経常損失()	828,441,925	234,529,516
- 中間純利益又は中間純損失 ()	828,441,925	234,529,516
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 ⁻ 約に伴う中間純損失金額の分配額()	46,909,634	7,643,333
期首剰余金又は期首欠損金()	2,760,959,576	3,567,045,759
剰余金減少額又は欠損金増加額	227,146,340	269,516,926
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	227,146,340	269,516,926
分配金	<u> </u>	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,315,345,527	3,539,701,682

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 2 期 自 2024年 1 月30日 至 2025年 1 月27日	第 3 期中間計算期間 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月27日		
1 . 有価証券の評価基準及び評	社債券	社債券		
 価方法	個別法に基づき、法令及び一般社団法	同左		
	人投資信託協会規則に従い、時価評価し			
	ております。			
2 . デリバティブの評価基準及	(1) 為替予約取引	(1) 為替予約取引		
び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わ	同左		
	が国における対顧客先物売買相場の仲			
	値によって計算しております。			
	(2) 先物取引	(2) 先物取引		
	個別法に基づき、法令及び一般社団	同左		
	法人投資信託協会規則に従い、時価評			
	価しております。			
3 . その他財務諸表作成のため	(1) 外貨建取引等の処理基準	(1) 外貨建取引等の処理基準		
の基礎となる事項	外貨建取引については、「投資信託	同左		
	財産の計算に関する規則」(平成12年			
	総理府令第133号) 第60条に基づき、			
	取引発生時の外国通貨の額をもって記			
	録する方法を採用しております。			
	但し、同61条に基づき、外国通貨の			
	売却時において、当該外国通貨に加え			
	て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び			
	外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資			
	産額に対する当該売却外国通貨の割合			
	相当額を当該外国通貨の売却時の外国			
	為替相場等で円換算し、前日の外貨基			
	金勘定に対する円換算した外貨基金勘			
	定の割合相当の邦貨建資産等の外国投			
	資勘定と、円換算した外貨基金勘定を			
	相殺した差額を為替差損益とする計理			
	処理を採用しております。			
	(2)計算期間の取扱い	(2)		
	2024年 1 月27日及びその翌日が休業			
	日のため、当計算期間期首は2024年1			
	月30日としております。			

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第 2 期 (2025年 1 月27日現在)	第 3 期中間計算期間 (2025年 7 月27日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	66,259,992,659円	55,715,872,388円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	10,544,120,271円	4,383,035,626円
2 . 受益権の総数	55,715,872,388□	51,332,836,762□

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記) 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 2 期 自 2024年 1 月30日 至 2025年 1 月27日	第 3 期中間計算期間 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月27日
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこ	金融商品は時価で計上しているた	同左
れらの差額	 め記載を省略しております。	
 2 . 時価の算定方法	 (1)有価証券及びデリバティブ取引	 (1)有価証券及びデリバティブ取引
	以外の金融商品	以外の金融商品
	 有価証券及びデリバティブ取引	同左
	 以外の金融商品については、短期	
	 間で決済され、時価は帳簿価額と	
	 近似しているため、当該帳簿価額	
	を時価としております。	
	 (2) 有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。なお、市場価格がな	
	い場合には、同種商品間の価格比	
	較、同一銘柄の価格推移時系列比	
	較、市場公表指標との整合分析	
	等、定期的な状況確認を踏まえ、	
	外部業者から入手する価格に基づ	
	く価額を時価としております。	
	(3) デリバティブ取引	(3)デリバティブ取引
	「(デリバティブ取引等に関す	同左
	る注記)」の「取引の時価等に関	
	する事項」に記載しております。	
3 . 金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	同左
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	す。	
	また、デリバティブ取引に関する	
	契約額等は、あくまでもデリバティ	
	ブ取引における名目的な契約額、又	
	は計算上の想定元本であり、当該金	
	額自体がデリバティブ取引のリスク	
	の大きさを示すものではありませ	
	h_{\circ}	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)債券関連

	第 2 期 (2025年 1 月27日現在)				第3期中間計算期間(2025年7月27日現在)				
分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市	債券先物取引								
場取	買建	5,531,644,168	-	5,375,282,237	156,361,931	4,596,719,949	-	4,598,113,478	1,393,529
引	売建	55,369,400,303	-	55,066,411,888	302,988,415	41,114,131,679	-	41,069,608,398	44,523,281
	合計	60,901,044,471	-	60,441,694,125	146,626,484	45,710,851,628	-	45,667,721,876	45,916,810

(2) 通貨関連

_	(2) 超异因是									
_		第 2 期 (2025年 1 月27日現在)			第3期中間計算期間(2025年7月27日現在)					
 分 	分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
_	為替予約取引									
市場取	買建									
引以	米ドル	437,331,517	-	436,049,264	1,282,253	1,976,774,862	-	2,022,065,575	45,290,713	
外	売建									
の取引	米ドル	49,534,475,185	-	48,951,242,246	583,232,939	42,721,988,251	-	44,007,630,197	1,285,641,946	
וכן	ユーロ	12,010,810,654	-	12,099,613,018	88,802,364	12,192,783,595	-	12,518,752,855	325,969,260	
	合計	61,982,617,356	-	61,486,904,528	493,148,322	56,891,546,708	-	58,548,448,627	1,566,320,493	

(注) 時価の算定方法

- ・先物取引
 - 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
 - 2.主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。
- ・為替予約取引
 - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日 に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対 顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しておりま

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

EDINET提出書類

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

(1口当たり情報)

区分	第 2 期 (2025年 1 月27日現在)	第 3 期中間計算期間 (2025年 7 月27日現在)
1 口当たり純資産額	1.0640円	1.0690円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

1.資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

2.発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は8,000株です(本書提出日現在)。

3 . 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は6,400株です(本書提出日現在)。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

1.事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行う とともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っていま す。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

2. 委託会社の運用するファンド

2025年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	157	7,232,489,234,294
単位型株式投資信託	2	100,147,521,562
合計	159	7,332,636,755,856

(3)【その他】

本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

5【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第2 (2023年12月		第30期 (2024年12月31日現在)		
		資産(の 部			
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
流動資産						
現金・預金			4,946,710		11,278,244	
短期貸付金			19,628,142		19,786,571	
支払委託金			12		12	
収益分配金		12		12		
前払費用			592,834		537,495	
未収委託者報酬			4,875,665		6,085,927	
未収運用受託報酬			1,920,972		2,343,058	
未収収益			201,421		203,521	
その他流動資産			50,437		870	
 流動資産計 			32,216,196		40,235,703	
固定資産						
無形固定資産			8,548,644		8,212,679	
ソフトウェア		228,681		519,673		
のれん		2,207,711		2,041,091		
顧客関連資産		6,112,251		5,651,914		
投資その他の資産			694,340		586,283	
投資有価証券		103,110		-		
長期差入保証金		34,153		45,976		
 繰延税金資産		-		11,828		
その他の投資等		557,076		528,478		
固定資産計			9,242,984		8,798,963	
資産合計			41,459,181		49,034,666	

期別		第2 (2023年12月	9期]31日現在)	第30期 (2024年12月31日現在)		
		負債の	の 部			
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
N-71 4 (+		千円	千円	千円	千円	
流動負債						
預り金			122,284		112,841	
未払金			3,967,292		4,610,160	
未払収益分配金		104		116		
未払手数料		2,366,121		2,953,189		
その他未払金 		1,601,066		1,656,854		
未払費用 	* 1		3,146,802		3,281,418	
│ 一年内返済予定の関係会社 │ 長期借入金 │			-		4,000,000	
未払法人税等			1,670,820		3,340,518	
未払消費税等			249,285		755,211	
その他流動負債			192,529		211,678	
流動負債計			9,349,014		16,311,828	
固定負債						
関係会社長期借入金			6,000,000		2,000,000	
退職給付引当金			663,465		766,011	
長期未払費用	* 1		836,744		755,712	
繰延税金負債			297,752		-	
固定負債計			7,797,962		3,521,724	
負債合計			17,146,976		19,833,553	
		純資産	の部			
科目		内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
株主資本						
資本金			490,000		490,000	
資本剰余金			390,000		390,000	
資本準備金		390,000		390,000		
利益剰余金			23,430,046		28,321,113	
その他利益剰余金		23,430,046		28,321,113		
繰越利益剰余金		23,430,046		28,321,113		
株主資本合計			24,310,046		29,201,113	
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		2,157		-		
評価・換算差額等合計			2,157			
純資産合計			24,312,204		29,201,113	
負債・純資産合計			41,459,181		49,034,666	

(2)【損益計算書】

期別			9期 = 1 月 1 日 =12月31日)		0期 = 1 月 1 日 =12月31日)		
	番号		注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計 営業費用	* 2 * 2	千円	千円 35,160,881 10,926,362 5,615,660 51,702,904	千円	千円 43,361,329 15,157,326 6,496,003 65,014,659
		支払手数料 支払投資顧問料 広告宣伝費 調査費 委託調査費 委託計算費 営業雑経費	* 2	12,691,735	16,708,347 189,260 89,453 12,691,735 363,368 274,973	15,036,359	20,899,519 337,352 92,327 15,036,359 452,707 277,031
	営業損益の	通信費 印刷費 協会費 営業費用計 一般管理費		25,372 208,720 40,880	30,317,140	22,357 221,405 33,267	37,095,297
経常損益	部	給料 役員報酬 給料・手当 賞与 株式従業員報酬 その他の報酬 交際費	* 1	170,682 3,654,509 1,536,034 312,484 1,561,785	7,235,496	172,789 3,856,810 1,640,402 367,875 1,509,918	7,547,795 120,780
部		高付金 寄付金 旅費交通費 租税公課 退職給付費用 固定資産減価償却費 のれん償却額 事務委託費 諸経費			57,491 229,808 184,668 377,860 275,701 83,309 3,353,938 1,168,171		39,390 204,871 275,669 471,393 512,110 166,619 3,870,021 1,309,206
		一般管理費計			13,071,047		14,517,857 13,401,504
	営業外	営業利益 営業外収益 受取利息 投資有価証券売却益 雑益 営業外収益計			8,314,717 73,920 - 10,790 84,710		103,741 5,077 - 108,818
	/損益の部	営業外費用 支払利息 株式従業員報酬 為替差損	* 2 * 1 * 2		49,213 174,444 4,710		89,480 389,631 9,946
		雑損 営業外費用計			39 228,408		- 489,058
益特 の別 部損		経常利益 別損失 抱合せ株式消滅差損 特別損失計	* 3		8,171,018 387,764 387,764		13,021,265
法	人和	税引前当期純利益 税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益			7,783,253 2,441,436 53,734 5,395,552		13,021,265 4,438,826 308,628 8,891,066

(3)【株主資本等変動計算書】

第29期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等	
		資本乗	 制余金	利益乗					
	資本金	資本金 資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	算差額等	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		 左 积立		
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	-	-	18,914,494
事業年度中の変動額									
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合 計	1	1	1	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204

第30期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

				株主資本			評価・換算差額等		
		資本兼	制余金	利益剰	副余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	┃ ┃株主資本合 ┃計	その他有価証券評価差額会	評価・換 算差額等	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金	合計	
2024年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				4,000,000	4,000,000	4,000,000			4,000,000
当期純利益				8,891,066	8,891,066	8,891,066			8,891,066
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							(2,157)	(2,157)	2,157
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	4,891,066	4,891,066	4,891,066	(2,157)	(2,157)	4,888,909
2024年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	28,321,113	28,321,113	29,201,113	-	-	29,201,113

重要な会計方針

里要な会計万針 	-
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券
	 市場価格のない株式等以外のもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原
	価法)ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法に
	よっております。
	\$ 7 CO 7 & 7 .
	市場価格のない株式等
	移動平均法による原価法によっております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産
	無形固定資産は、定額法により償却しております。
	なお、主な償却年数は次のとおりであります。
	ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間)
	のれん 13年9ヶ月
2 7 7 7 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	顧客関連資産 13年9ヶ月
3.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
	し、回収不能見込額を計上しております。
	(2)退職給付引当金
	当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年
	金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しており
	ます。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これ
	の将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会
	計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差
	異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以
	内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それ
	ぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用
	は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内
	の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理
	しております。
	(3)金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46
	条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
 4 . 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその
	他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合
	があります。
	(1)委託者報酬
	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に
	対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によっ
	て月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬
	は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。

(3) その他営業収益

関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

株式従業員報酬の会計処理方法

役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(一般管理費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 (2023年12月31日	引現在)	第30期 (2024年12月31日現在)		
* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るも ております。	5のが次のとおり含まれ	* 1	関係会社項目 関係会社との取引に係っております。	るものが次のとおり含まれ
流動負債 未払費用 固定負債 長期未払費用	1,327,764千円		流動負債 未払費用 固定負債 長期未払費用	1,009,372千円 524,801千円

(損益計算書関係)

	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)			第30期 (自 2024年 1 月 至 2024年12月	
* 1	株式従業員報酬		* 1	株式従業員報酬	
	役員及び従業員に付与されておりますザ・コ	ゴール		同左	
	ドマン・サックス・グループ・インク株式に	こ係る			
	報酬に関するものであり、当該株式の株価が	ひび付			
	与された株数に基づき算出し配賦されており)ま			
	す 。				
* 2	関係会社項目		* 2	関係会社項目	
-	関係会社との取引に係るものが次のとおり		_	関係会社との取引に係るも	のが次のとおり含まれ.
	ております。			ております。	57,57,000 5 10,11
	営業収益			営業収益	
	運用受託報酬 6,387,24	41千円		運用受託報酬	9,562,227千円
	その他営業収益 5,193,38	57千円		その他営業収益	5,697,844千円
	営業費用			営業費用	
	委託調査費 12,651,72	28千円		委託調査費	14,986,531千円
	営業外費用			営業外費用	
	支払利息 49,2	13千円		支払利息	89,480千円
	株式従業員報酬 174,44	44千円		株式従業員報酬	389,631千円
* 3	抱合せ株式消滅差損		* 3	抱合せ株式消滅差損	
	NNインベストメント・パートナーズ株式会社	性を吸		該当事項はありません。	
	収合併したことによるものであります。				

(株主資本等変動計算書関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400	

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	•	-	6,400

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月11日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	2024年 6 月25日	2024年 6 月25日

(リース取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項は	同左
ありません。	

(金融商品関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

2.金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	-
資産計	103,110	103,110	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	•
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金について は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
関係会社長期借入金	-	4,000,000	2,000,000	-	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他投資有価証券	-	103,110	-	103,110	
資産計	-	103,110	-	103,110	

	第29期
(自	2023年1月1日
至	2023年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
関係会社長期借入金					
関係会社長期借入金	-	6,000,000	-	6,000,000	
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000	

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(金融商品関係)

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2.金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	4,000,000	1	-	-	-	1
関係会社長期借入金	1	2,000,000	•	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債該当事項はありません。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

		時価				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
関係会社長期借入金						
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000		
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000		
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000		

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

	,							
第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)					(自 至			
1 . その他有価	証券で時	価のあるも	.の		1	1 . その他有価証券で時価のあるもの		
区分	区分 種類 取得原価 貸借対照 差額 (千円)				該当事項はあり)ません。		
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110				
2 . 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				2	. 当事業年度中に 	ご売却したその他有 売却益の合計額 (千円)	有価証券 売却損の合計額 (千円)	

(デリバティブ取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該	同左
当事項はありません。	

105,077

5,077

0

(退職給付関係)

#29期 (自 2024年 1月1日 会 2024年 1	(退職給付関係)					
当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・ バランス型年金制度(CB)を採用しております。 2 . キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(自 2023年1月1日)	(自 2024年1月1日			
当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・ バランス型年金制度(CB)を採用しております。 2 . キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	1 . 採用している退職給付制度の概要					
パランス型年金制度(CB)を採用しております。 パランス型年金制度(CB)を採用しております。 2.キャッシュ・パランス型年金制度(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 672,094千円 對務費用 147,590 利息費用 7,275 数理計算上の差異の発生額 28,545 退職給付の支払額 86,960 退職給付債務の期末残高と貸備対照表に計上された退職給付引当金の調整表 2.キャッシュ・パランス型年金制度 (1)退職給付債務の期首残高 768,545千円 對務費用 165,949 利息費用 9,266 数理計算上の差異の発生額 1,122 退職給付の支払額 101,347 退職給付の支払額 101,347 退職給付債務の期末残高と貸備対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (2)退職給付債務の期末残高と貸備対照表に計上された退職給付引当金の調整表 精立型制度の退職給付債務 768,545 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 63,465 (2)退職給付債務の期末残高と貸備対照表に計上された退職給付債務 841,292 未認識過去勤務費用 31,306 貸借対照表に計上された負債の額 766,011 (3)退職給付費用 7,275 数理計算上の差異の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 165,949 利息費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 (3)退職給付費用 203,892 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.71 % 3.確定拠出制度 3.確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で		及びキャッシュ・				
2 . キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 672,094 干円 動務費用 147,590 利息費用 7,275 設理計算上の差異の発生額 28,545 退職給付の支払額 86,960 退職給付債務の期末残高 768,545 過期給付債務の期首残高 768,545 円列 30円						
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 672,094 干円 動務費用 147,590 利息費用 7,275 数理計算上の差異の発生額 26,545 退職給付の支払額 86,960 退職給付の支払額 768,545 (2) 退職給付債務の期末残高 768,545 花退職給付債務の期末残高 768,545 (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付引当金の調整表 精立型制度の退職給付債務 768,545 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 (3) 退職給付費用及びその内配項目の金額 動務費用 147,590 利息費用 7,275 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用 17,275 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去動務費用 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 (4) 数理計算上の差異の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 割引率 1.71 % 3. 確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で (5) 以職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された危債の額 101,347 と認職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された危債情務の期末残高と貸借対照表に計上された危債情務の期末残高と貸借対照表に計上された危債情務の期末残高と貸借対照表に計上された危債情務の期末残高と貸借対照表に計上された危債の期本で制度の関係を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	NOTE LEGIS (CO) CINI	1,0 (0)) (0)	パングス至「亜部茂(モン)とは			
退職給付債務の期首残高 672,094千円 到務費用 147,590 利息費用 7,275 利息費用 7,275 利息費用 9,266 数理計算上の差異の発生額 28,545 退職給付債務の期末残高 86,960 退職給付債務の期末残高 861,292 退職給付債務の期末残高 101,347 退職給付債務の期末残高 201,347 退職給付債務の期末残高 201,347 退職給付債務の期末残高 201,347	2 . キャッシュ・バランス型年金制度		2 . キャッシュ・バランス型年金制度			
制務費用 147,590 利息費用 7,275 数理計算上の差異の発生額 28,545 数理計算上の差異の発生額 28,545 数理計算上の差異の発生額 1,122 退職給付債務の期末残高 768,545 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 768,545 精立型制度の退職給付債務 841,292 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識数理計算上の差異 58,119 共認識数理計算上の差異 43,974 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 766,011 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 り、205 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 数理計算上の差異の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71	(1)退職給付債務の期首残高と期末	残高の調整表	(1) 退職給付債務の期首残高と期末残罰	高の調整表		
利息費用 7,275 数理計算上の差異の発生額 28,545 退職給付債務の期末残高 86,960 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付債務 768,545 構立型制度の退職給付債務 768,545 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 ③ 3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 数理計算上の差異の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 3 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	退職給付債務の期首残高	672,094千円	 退職給付債務の期首残高	768,545千円		
数理計算上の差異の発生額 28,545 退職給付の支払額 86,960 768,545 退職給付債務の期末残高 768,545 退職給付債務の期末残高 768,545 は職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付債務 841,292 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識数理計算上の差異 43,974 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 766,011 貸借対照表に計上された負債の額 766,011 財務費用 147,590 利息費用 7,275 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 1.21 % 1.21 % 到引率 1.71 % 3 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	勤務費用	147,590	」 勤務費用	165,949		
退職給付の支払額 88,960 退職給付の支払額 101,347 841,292 841,29	利息費用		利息費用			
退職給付の支払額 86,960 768,545 退職給付の支払額 退職給付債務の期末残高 768,545 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 768,545 積立型制度の退職給付債務 768,545 積立型制度の退職給付債務 768,545 積立型制度の退職給付債務 841,292 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 766,011 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 第務費用 147,590 利息費用 7,275 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 1.71 % 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 1.71 % 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 1.71 % 1.21 % 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 1.21	数理計算上の差異の発生額	28,545	 数理計算上の差異の発生額	1,122		
退職給付債務の期未残高 768,545 退職給付債務の期未残高 841,292 (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 精立型制度の退職給付債務 841,292 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 766,011 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 147,590 利息費用 7,275 対息費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 数理計算上の差異の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 確定給付制度に係る退職給付費用 10,002 数理計算上の計算基礎に関する事項 1,71 % 3.確定拠出制度 3 .確定拠出制度 3 .確定拠出制度 3 .確定拠出制度 3 .確定拠出制度 3 .確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	退職給付の支払額	86,960	 退職給付の支払額			
(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 768,545 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 数務費用 165,949 利息費用 7,275 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,663 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 3. 確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
た退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 768,545 積立型制度の退職給付債務 841,292 未認識数理計算上の差異 58,119 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 貸借対照表に計上された負債の額 766,011 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額 前務費用 147,590 利息費用 7,275 利息費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で				,		
未認識数理計算上の差異 58,119 未認識過去勤務費用 46,960 貸借対照表に計上された負債の額 663,465 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 動務費用 147,590 利息費用 7,275 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 3 . 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で	, ,	対照表に計上され	, ,	照表に計上され		
未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債の額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額未認識過去勤務費用 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債の額 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額勤務費用 利息費用 利息費用 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項147,590 7,275 数理計算上の差異の費用処理額 (10,002 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用勤務費用 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 (203,892(4)数理計算上の計算基礎に関する事項(4)数理計算上の計算基礎に関する事項割引率1.21 %割引率1.71 %3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	積立型制度の退職給付債務	768,545	積立型制度の退職給付債務	841,292		
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 が務費用 147,590 対息費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 3.確定拠出制度 3.確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	未認識数理計算上の差異	58,119	未認識数理計算上の差異	43,974		
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用	未認識過去勤務費用	46,960	未認識過去勤務費用	31,306		
勤務費用 147,590 対急費用 7,275 対急費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % コルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カ	貸借対照表に計上された負債の	額 663,465	- 貸借対照表に計上された負債の額	766,011		
勤務費用 147,590 対急費用 7,275 対急費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % コルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カルスト カ			=			
利息費用 7,275 対息費用 9,266 数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 値次分割 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 値次分割 1.21 % 割引率 1.21 % 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	(3)退職給付費用及びその内訳項目(の金額	(3)退職給付費用及びその内訳項目の3	金額		
数理計算上の差異の費用処理額 10,002 過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521	」 勤務費用	147,590	 勤務費用	165,949		
過去勤務費用の費用処理額 15,653 確定給付制度に係る退職給付費用 180,521	利息費用	7,275	利息費用	9,266		
確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	数理計算上の差異の費用処理額	10,002	数理計算上の差異の費用処理額	13,023		
確定給付制度に係る退職給付費用 180,521 確定給付制度に係る退職給付費用 203,892 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	過去勤務費用の費用処理額		 過去勤務費用の費用処理額	15,653		
(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	確定給付制度に係る退職給付費		 確定給付制度に係る退職給付費用	203,892		
割引率 1.21 % 割引率 1.71 % 1.71 % 3.確定拠出制度 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で			=	<u> </u>		
3.確定拠出制度 3.確定拠出制度 3.確定拠出制度 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	(4)数理計算上の計算基礎に関する!	事項	 (4)数理計算上の計算基礎に関する事耳 	頁		
当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	割引率	1.21 %	割引率	1.71 %		
当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円で 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円で	a The challenge of the later		7-6			
あります。		ま、75,460千円で		75,917千円で		
	あります。		あります。			

(税効果会計関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)			
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の 内訳)発生の主な原因別	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の 内訳	発生の主な原因別		
操延税金資産		 繰延税金資産			
未払費用	459,734千円	未払費用	615,370千円		
退職給付引当金	203,153	退職給付引当金	234,552		
長期未払費用	205,231	長期未払費用	169,646		
無形固定資産	225,434	無形固定資産	237,732		
その他	481,218	その他	485,141		
小計	1,574,771	小計	1,742,444		
繰延税金資産合計	1,574,771	繰延税金資産合計	1,742,444		
繰延税金負債		操延税金負債			
無形固定資産	1,871,571	無形固定資産	1,730,616		
その他有価証券評価差額金	952	小計	1,730,616		
小計	1,872,523	繰延税金負債合計	1,730,616		
繰延税金負債合計	1,872,523	繰延税金資産純額	11,828		
繰延税金負債純額	297,752				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後率との間に重要な差異があるとき 因となった主要な項目別の内訳		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの 因となった主要な項目別の内訳			
法定実効税率(調整)	30.62 %	法定実効税率 (調整)	30.62 %		
賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.22 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.00 %		
のれん償却額	0.33 %	のれん償却額	0.39 %		
その他	1.50 %	その他	0.29 %		
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	30.68 %	税効果会計適用後の法人税等の負 担率 	31.72 %		
3 . 法人税等の税率の変更による繰り 税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	E税金資産及び繰延 -	3 . 法人税等の税率の変更による繰延れ 税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	说金資産及び繰延		

(企業結合等関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

1.企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称: NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容: 投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日:株式取得

2023年7月1日: 当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 7,766,200千円

取得原価 7,766,200千円

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

3.財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

4.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
 負債合計	3,117,168千円

6.のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年 9 ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計	
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904	

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計	
45,201,997	6,500,906	51,702,904	

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありませh。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	43,361,329	15,157,326	6,496,003	65,014,659

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
55,405,220	9,609,439	65,014,659

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収 益	5,193,357		
親会社	ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	合衆国ニュー	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	6,387,241	未払費用	416,318
	ル・ピー	7 / / / /					委託調査費	12,651,728		
						資金援助			未払費用	911,446
親会社	ザ・ゴール ドマンス・ グループ	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有間接 100%	(注2) 費用の振 替 (注1)	営業外費用	223,658	長期未払 費用	657,414
	インク					株式報酬			関係会社 長期借入 金	6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国ロン ドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等			未払費用	784,471
親会社の子会社	ゴンストメンシホング. ドッセネ・ナルデマトーナルス トメンタョーゲス B.V.	オランダ	36 チューロ	持株会社		株式取得	株式取得	7,766,200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

(関連当事者情報)

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収益	5,697,844		
親会社	ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	合衆国 ニュー ヨーク州	700 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	9,562,227	-	-
	ル・ピー						委託調査費	14,986,531		
									未払費用	1,009,372
	ザ・ゴール ドマン・	アメリカ	44 040		被所有	資金援助 (注2)			長期未払費用	524,801
親会社	サックス・ グループ・ インク	合衆国 ニュー ヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	間接 100%	費用の振替 (注1) 株式報酬	営業外費用	479,111	一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	4,000,000
									関係会社 長期借入 金	2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	103,741	短期貸付金	19,786,571
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等			未払費用	749,910

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

(1株当たり情報)

第29期 (自 2023年1月1 至 2023年12月3		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
1 株当たり純資産額	3,798,781円96銭	 1 株当たり純資産額	4,562,673円97銭	
1 株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	 1株当たり当期純利益金額	1,389,229円15銭	
損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	 損益計算書上の当期純利益	8,891,066千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	8,891,066千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在株 ておりません。		同左		

(重要な後発事象)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		4,518,173
短期貸付金		21,788,417
支払委託金		12
前払費用		507,374
未収委託者報酬		6,131,255
未収運用受託報酬		1,302,109
未収収益		521,598
その他流動資産		497
流動資産計		34,769,437
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		631,313
のれん		1,957,781
顧客関連資産		5,421,746
無形固定資産計		8,010,842
投資その他の資産		
長期差入保証金		48,467
その他の投資等		354,475
投資その他の資産計		402,942
固定資産計		8,413,784
資産合計		43,183,222

		第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
流動負債		
預り金		111,388
未払金		2,957,988
未払費用		2,678,533
一年内返済予定の関係会社長期借入金		4,000,000
未払法人税等		1,992,627
未払消費税等	* 1	442,185
賞与引当金		713,306
その他流動負債		171,434
流動負債計		13,067,463
関係会社長期借入金		2,000,000
退職給付引当金		783,510
 長期未払費用		542,274
 繰延税金負債		464,761
固定負債計		3,790,546
負債合計		16,858,010
 純資産の部		
 株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		25,445,211
利益剰余金合計		25,445,211
株主資本合計		26,325,211
純資産合計		26,325,211
負債・純資産合計		43,183,222

(2) 中間損益計算書

		第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		21,932,383
運用受託報酬		7,791,232
その他営業収益		4,014,871
営業収益計		33,738,487
営業費用及び一般管理費		26,051,944
営業利益		7,686,542
営業外収益	* 1	125,039
営業外費用	* 2	275,947
経常利益		7,535,635
税引前中間純利益		7,535,635
法人税、住民税及び事業税		1,934,947
法人税等調整額		476,590
中間純利益		5,124,098

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法 による原価法)ないし償却原価との評価差額については全部純 資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間) のれん 13年9ヶ月 顧客関連資産 13年9ヶ月
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期 間末に計上すべき貸倒引当金はありません。 (2)賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員 に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を 計上しています。 (3)退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の
	年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
4. 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
	(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資 産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象 口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取りま す。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識し ております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬 は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識さ れ、月次で受け取ります。
	(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。
	(4) 成功報酬 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・ サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業 会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に 関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及 び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間 にわたり人件費(営業費用及び一般管理費)として処理してお ります。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・イン クとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の 変動により発生する損益については営業外損益として処理して おります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第31期 中間会計期間末 (2025年 6 月30日)				
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負 債に表示しております。				

(中間損益計算書関係)

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
* 1 営業外収益のうち主要なもの	受取利息101,190千円為替差益23,849千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬 230,849千円 支払利息 45,097千円

(リース取引関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

⁽注)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
一年内返済予定の関係会社長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)

その他有価証券

(デリバティブ取引関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 収益の分解情報 収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	21,932,383	7,791,232	4,014,871	33,738,487

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計	
29,098,596	4,639,890	33,738,487	

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1株当たり純資産額

4,113,314円32銭

1 株当たり中間純利益金額

800,640円35銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)

中間損益計算書上の中間純利益

5,124,098千円

1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益

5,124,098千円

差 額 - 千円

期中平均株式数

普通株式 6,400株

(重要な後発事象)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 和 田 渉

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの 第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の 注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実 施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 洸 和 \blacksquare

業務執行社員

指定有限責任社員

篤 公認会計士 西 郷 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状 況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月 31日までの第31期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準 拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日を もって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示して いるものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監 査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投 資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務 諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合 は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 涉 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSグローバル社債ターゲット2022-12(限定追加型)の2025年1月28日から2025年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、GSグローバル社債ターゲット2022-12(限定追加型)の2025年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年1月28日から2025年7月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。